

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第6（第8条関係）</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙2 挿入〕</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙4 挿入〕</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙6 挿入〕</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙8 挿入〕</p> <p>〔備考 略〕</p> <p>別表第7（第8条関係）</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙10 挿入〕</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙12 挿入〕</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙14 挿入〕</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙16 挿入〕</p> <p>〔備考 略〕</p>	<p>別表第6（第8条関係）</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙1 挿入〕</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙3 挿入〕</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙5 挿入〕</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙7 挿入〕</p> <p>〔備考 同左〕</p> <p>別表第7（第8条関係）</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙9 挿入〕</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙11 挿入〕</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙13 挿入〕</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>〔表 別紙15 挿入〕</p> <p>〔備考 同左〕</p>

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。

#### 附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

[別表第6アの表 別紙1]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の144.65</u>	<u>100分の122.35</u>	<u>100分の100.05</u>	<u>100分の81.35</u>	<u>100分の66.35</u> 又は <u>100分の55.05</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の172.2</u>	<u>100分の146</u>	<u>100分の119.8</u>	<u>100分の101.1</u>	<u>100分の86.1</u> 又は <u>100分の74.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の172.2</u>	<u>100分の146</u>	<u>100分の119.8</u>	<u>100分の101.1</u>	<u>100分の86.1</u> 又は <u>100分の74.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の163.7</u>	<u>100分の142.5</u>	<u>100分の121.3</u>	<u>100分の102.6</u>	<u>100分の87.6</u> 又は <u>100分の76.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又	<u>100分の113.8</u>	<u>100分の110.7</u>	<u>100分の106.3</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の93.8</u> 又は <u>100分の90</u>

は1級の職員					うちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
特定任期付職員給料表の適用を受ける職員	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の102.5</u>	<u>100分の77.5</u>	<u>100分の58.8</u>	<u>100分の43.8</u> 又は <u>100分の32.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6アの表 別紙2]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の146.95</u>	<u>100分の124.75</u>	<u>100分の102.55</u>	<u>100分の83.85</u>	<u>100分の68.85</u> 又は <u>100分の57.55</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の165.8</u>	<u>100分の144.8</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又	<u>100分の116.3</u>	<u>100分の113.2</u>	<u>100分の108.8</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u>

は1級の職員					のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
特定任期付職員給料表の適用を受ける職員	<u>100分の130</u>	<u>100分の105</u>	<u>100分の80</u>	<u>100分の61.3</u>	<u>100分の46.3</u> 又は <u>100分の35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6イの表 別紙3]

職員の区分 勤務成績による区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の172.2</u>	<u>100分の146</u>	<u>100分の119.8</u>	<u>100分の101.1</u>	<u>100分の86.1</u> 又は <u>100分の74.8</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の172.2</u>	<u>100分の146</u>	<u>100分の119.8</u>	<u>100分の101.1</u>	<u>100分の86.1</u> 又は <u>100分の74.8</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の163.7</u>	<u>100分の142.5</u>	<u>100分の121.3</u>	<u>100分の102.6</u>	<u>100分の87.6</u> 又は <u>100分の76.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員	<u>100分の166.3</u>	<u>100分の144.5</u>	<u>100分の122.7</u>	<u>100分の104</u>	<u>100分の89</u> 又は <u>100分の77.7</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員又は3級の職員	<u>100分の124.8</u>	<u>100分の118.2</u>	<u>100分の108.3</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5</u> 、 <u>100分の93.8</u> 又

					は <u>100分の90</u> の うちから勤務 成績等に基づ く支給区分に 応じて総務局 長が定める割 合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の117</u>	<u>100分の113</u>	<u>100分の107</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5</u> 、 <u>100分の93.8</u> 又 は <u>100分の90</u> の うちから勤務 成績等に基づ く支給区分に 応じて総務局 長が定める割 合
特定任期付職員給料表の適用 を受ける職員	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の102.5</u>	<u>100分の77.5</u>	<u>100分の58.8</u>	<u>100分の43.8</u> 又 は <u>100分の32.5</u> のうちから勤 務成績等に基 づく支給区分 に応じて総務 局長が定める 割合

[別表第6イの表 別紙4]

職員の区分 勤務成績による区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又 は <u>100分の77.3</u> のうちから勤 務成績等に基 づく支給区分 に応じて総務 局長が定める 割合
部長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又 は <u>100分の77.3</u> のうちから勤 務成績等に基 づく支給区分 に応じて総務 局長が定める 割合
課長級の職員	<u>100分の165.8</u>	<u>100分の144.8</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又 は <u>100分の78.8</u> のうちから勤 務成績等に基 づく支給区分 に応じて総務 局長が定める 割合
課長代理級の職員	<u>100分の170.8</u>	<u>100分の148</u>	<u>100分の125.2</u>	<u>100分の106.5</u>	<u>100分の91.5</u> 又 は <u>100分の80.2</u> のうちから勤 務成績等に基 づく支給区分 に応じて総務 局長が定める 割合
係長級の職員又は3級の職員	<u>100分の127.3</u>	<u>100分の120.7</u>	<u>100分の110.8</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の100</u> 、 <u>100分の96.3</u> 又

					は <u>100分の92.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の118.9</u>	<u>100分の115.1</u>	<u>100分の109.4</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の100</u> 、 <u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
特定任期付職員給料表の適用を受ける職員	<u>100分の130</u>	<u>100分の105</u>	<u>100分の80</u>	<u>100分の61.3</u>	<u>100分の46.3</u> 又は <u>100分の35</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6 ウの表 別紙5]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の172.2</u>	<u>100分の146</u>	<u>100分の119.8</u>	<u>100分の101.1</u>	<u>100分の86.1</u> 又は <u>100分の74.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の172.2</u>	<u>100分の146</u>	<u>100分の119.8</u>	<u>100分の101.1</u>	<u>100分の86.1</u> 又は <u>100分の74.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の163.7</u>	<u>100分の142.5</u>	<u>100分の121.3</u>	<u>100分の102.6</u>	<u>100分の87.6</u> 又は <u>100分の76.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の114.4</u>	<u>100分の111.1</u>	<u>100分の106.4</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の93.8</u> 又は <u>100分の90</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6 ウの表 別紙6]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の165.8</u>	<u>100分の144.8</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の116.9</u>	<u>100分の113.6</u>	<u>100分の108.9</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6エの表 別紙7]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長又は園長	<u>100分の154.2</u>	<u>100分の139</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の110.5</u>	<u>100分の98.4</u>
副校長又は教頭	<u>100分の147.4</u>	<u>100分の136.2</u>	<u>100分の125</u>	<u>100分の111.7</u>	<u>100分の99.6</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の111.6</u>	<u>100分の109.4</u>	<u>100分の106.1</u>	<u>100分の100.6</u>	<u>100分の96.2</u>

[別表第6エの表 別紙8]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長又は園長	<u>100分の158.3</u>	<u>100分の142.3</u>	<u>100分の126.3</u>	<u>100分の113</u>	<u>100分の100.9</u>
副校長又は教頭	<u>100分の151.5</u>	<u>100分の139.5</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の114.2</u>	<u>100分の102.1</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の114.1</u>	<u>100分の111.9</u>	<u>100分の108.6</u>	<u>100分の103.1</u>	<u>100分の98.7</u>

[別表第7アの表 別紙9]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の 61</u>	<u>100分の 60.5</u>	<u>100分の 60</u>	<u>100分の 53.6</u>	<u>100分の 49.7</u> 又は <u>100分の 47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の 50.4</u>	<u>100分の 50.2</u>	<u>100分の 50</u>	<u>100分の 47.3</u>	<u>100分の 45.9</u> 又は <u>100分の 45.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7アの表 別紙10]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の63</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の56.1</u>	<u>100分の52.2</u> 又は <u>100分の50.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.9</u>	<u>100分の52.7</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙11]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100分の61</u>	<u>100分の60.5</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の53.6</u>	<u>100分の49.7</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7</u> 、 <u>100分の45.9</u> 又は <u>100分の45.1</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙12]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の63</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の56.1</u>	<u>100分の52.2</u> 又は <u>100分の50.1</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の49.2</u> 、 <u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙13]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の61</u>	<u>100分の60.5</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の53.6</u>	<u>100分の49.7</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の50.4</u>	<u>100分の50.2</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の45.9</u> 又は <u>100分の45.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙14]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の63</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の56.1</u>	<u>100分の52.2</u> 又は <u>100分の50.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.9</u>	<u>100分の52.7</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7エの表 別紙15]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の60</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の53.3</u>	<u>100分の47.2</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.8</u>	<u>100分の45.5</u>

[別表第7エの表 別紙16]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の55.8</u>	<u>100分の49.7</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の50.3</u>	<u>100分の48</u>

(令和7年11月28日掲示済)